

誓 約 書

年 月 日

佐伯市長 様

住 所

氏 名

（署名）

佐伯市移住応援給付事業補助金の交付申請に当たり、私の世帯の市税の納付状況及び生活保護の受給に関し関係公簿等を照会し、及び調査されることに同意するとともに、以下のとおり誓約します。

- 1 定住（移住後、少なくとも5年以上佐伯市に生活の本拠を置くこと）をします。
（2は、いずれかを削除すること。）
- 2 佐伯市内への転入は、転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入その他これらに類する転入ではありません。
- 2 佐伯市内への転入は、転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入その他これらに類する転入ではありません。また、私の世帯は、その他世帯に該当しますが、取得し、又は賃借しようとする住宅の所有者又は管理者は、3親等以内の親族ではありません。
（3は、いずれかを削除すること。）
- 3 卒業後1年以内の初めての就職です。
- 3 卒業後1年以内の初めての就職ではありません。
- 4 世帯員全員が、佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号）第6条第1号に規定する暴力団関係者ではありません。
- 5 世帯員のいずれかが、佐伯市移住支援事業補助金交付要綱（令和4年佐伯市告示第189号）による佐伯市移住支援事業補助金の交付を受けること又は受けたことはありません。
- 6 世帯員のいずれかが、佐伯市移住応援給付事業補助金の交付を受けたことはありません。
- 7 世帯員のいずれかが、廃止前のようこそ佐伯住まいるサポート事業（平成28年佐伯市告示第142号）の仲介手数料又は引っ越しに係る補助金の交付を受けたことはありません。
- 8 世帯員の中に、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員その他これらに類する者はいません。
- 9 世帯員のいずれか又は同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、本市及び移住前の住所地の市区町村において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の被保護者ではありません。
- 10 佐伯市移住応援給付事業補助金を活用して移住した者に対して佐伯市が行う各種調査に協力します。
- 11 移住後は、佐伯市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活します。
- 12 この誓約事項に違反したとき、申請内容に事実と相違が認められるとき等、佐伯市移住応援給付事業補助金交付要綱第7条第1項各号に掲げる事由に該当したときは、交付決定及び交付額の確定の全部又は一部の取消しを受けても異議はなく、佐伯市から受けた補助金を直ちに返還します。